平成２２年（フ）第１９８号
茨城県古河市小堤1951番地32
債務者　香山　典子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９９号
茨城県古河市小堤1951番地32
債務者　香山　宏太
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２００号
茨城県坂東市長須4612番地
債務者　間中　裕康
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０４号
茨城県古河市駒羽根1399番地６
債務者　阿部川　守（旧姓宮）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０６号
茨城県坂東市沓掛421―９　医療法人清風会生活訓練施設吉泉苑、住民票上の住所茨城県猿島郡境町1714番地１
債務者　薄　　純子（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１３号
茨城県坂東市矢作1153番地５
債務者　冨山　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６５号
金沢市有松２丁目10番15号、従前の住所金沢市久安４丁目128番地
債務者　徳田　謙一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
滋賀県近江八幡市若宮町397番地
債務者　重田　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０４１号
京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町459番地
債務者　ピックノーズこと　久場　正憲
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－６棟1010号
債務者　増尾　可奈
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６６号
京都府長岡京市野添１丁目14番20号
債務者　田中　稲子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８９号
京都市山科区日ノ岡鴨土町24番地　エクセレント日ノ岡311
債務者　桑田　義隆
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２４号
京都府宇治市槇島町中川原146番地の２　宇治おぐら住宅３棟403号
債務者　髙木　由美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２５号
京都市南区久世大藪町123番地
債務者　植松真佐子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３２号
京都市中京区壬生西大竹町16番地　六角シティーハイツ206号
債務者　谷口　正芳
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３６号
京都府宇治市伊勢田町大谷１番地の６　中村マンション１階ハ号
債務者　洲鎌　清一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３８号
京都市右京区西院月双町83番地２　レインボーハイツ415
債務者　佐野　美穂（旧姓藤山・根本）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係